



オーストラリアにおける職場での権利

オーストラリアの職場での権利を持つのは誰ですか

オーストラリア職場関連法は、オーストラリアを主な職場とする労働者、またはオーストラリアの雇用主に雇用されている労働者を保護するものです。オーストラリア職場関連法の保護を受ける労働者は、オーストラリア市民権や永住権保有者である必要はありません。

オーストラリアの全ての労働者と同様、ビザ保有者は基本的な職場での権利を持ち保護を受けます。契約書や同意書によってこの権利が奪われることはありません。

手助けを受けたい場合

Fair Work Ombudsman¹（日本の労働基準監督署に相当：略称FWO）はオーストラリア職場関連法を施行します。

FWOは給料や賃金をチェックできる賃金計算機²など、役立つオンラインツールを用意しています。
Record My Hours app - Fair Work Ombudsman³（FMOの労働時間記録アプリ）を利用すると、素早く簡単に労働時間を記録することができます。

雇用主に公正に扱われていないと思われる場合、または雇用主がオーストラリア職場関連法を遵守していないと思われる場合はFWOに連絡を取ってください。情報の入手や、アドバイス、手助けを受けることができます。
こちらへお電話ください。13 13 94

法律扶助団体、地域法律センターや組合⁴など、その他の機関から無料の法律相談を受けていただける場合もあります。

保有しているビザはどうなりますか

ビザ保有者がビザの条件に違反していたとしても、雇用主がそのビザを取り消すことはできません。ビザの獲得、却下、取消は、Australian Border Force（オーストラリア国境警備隊：略称ABF）を含む、Department of Home Affairs（内務省）の機関によってのみ行われます。

オーストラリア政府は、職場での搾取を経験しているビザ保有者の保護を手助けするための法律を定めました。これらの新たな保護はStrengthening Reporting Protections Pilot⁵（報告保護強化の試み）の一部です。

労働許可のある短期滞在ビザ保有者の中にはこの試みへ参加できる方がいます。

労働許可のない短期滞在ビザ保有者の場合は、保有者の事例の本案について内務省が検討します。

この試みへの参加資格がある方で、以下の全てに当てはまる場合、内務省が参加資格保持者のビザを取り消すことはありません。

- 労働関連のビザの条件を違反したことがある。
- ビザ条件の違反と職場での搾取に関連がある。
- その他、いくつかの条件に当てはまる。

新しい報告保護を利用するためには、以下を行う必要があります。

- 内務省への報告前に、参加政府機関、または認定第三者から職場での搾取に対しての認証を受ける。⁶
- 職場での搾取とビザ条件の違反との関連について要点を述べる。
- ビザの条件を将来的に遵守することを誓約する。

職場での搾取について内務省へ報告するには、Strengthening Reporting Protection Request Process form⁷（報告保護強化手続き申請書）に記入してください。

職場での権利とは

オーストラリアでは労働者が持つ職場での権利について規定があります。これには最低賃金（2024年7月1日時点で、全日、パートの成人就業者への全国の最低時給は1時間24.10豪ドル）、最長労働時間、また、休憩の頻度などが含まれます。

¹ <https://www.fairwork.gov.au/>

² <https://calculate.fairwork.gov.au/findyouraward>

³ <https://www.fairwork.gov.au/tools-and-resources/record-my-hours-app>

⁴ <https://www.fairwork.gov.au/tools-and-resources/other-workplace-relations-help/legal-help>

⁵ <https://immi.homeaffairs.gov.au/visas/working-in-australia/work-rights-and-exploitation/strengthening-reporting-protections-pilot>

[exploitation/strengthening-reporting-protections-pilot](https://immi.homeaffairs.gov.au/visas/working-in-australia/work-rights-and-exploitation/strengthening-reporting-protections-pilot#content-index-3)

⁶ <https://immi.homeaffairs.gov.au/visas/working-in-australia/work-rights-and-exploitation/strengthening-reporting-protections-pilot#content-index-3>

⁷ <https://immi.homeaffairs.gov.au/visas/working-in-australia/work-rights-and-exploitation/strengthening-reporting-protections-pilot/request-process-form>

裁定⁸、登録雇用同意書（労働協約等）⁹、また雇用契約書など、様々な部分にこれらの規定が設けられています。

ビザ保有者は、Fair Work Act 2009（2009年施行 Fair Work法）（Cth）¹⁰のもと、オーストラリア人労働者と同様の基本的な権利を持ち、保護を受けます。

これには以下が含まれます。

- 賃金と給料—2024年7月1日時点で全日、パートの成人労働者への全国最低時給は1時間24.10豪ドル。最低賃金は通常毎年更新されます。
- 状況*によって、不当解雇（クビになること）からの保護
- 病気やけがのために働くことができない時に有休を取ったり、雇用状態についての不満を訴えたり質問をしたりなど、職場での権利を行使することによって受ける不公平な扱い（ひどい扱い）からの保護
- 職場でのセクシャルハラスメントやいじめからの保護
- 年齢、障害の程度、性別、人種、性的指向や、宗教に対する不法な差別など、あらゆる差別からの保護

*不当、または不法な解雇を受けたと思われる方は、Fair Work Commission（職場関係の審判機関）に21日以内に訴えることができます。規定や除外事項が適用されます。すぐにアドバイスを受けてください。¹¹

ビザの条件に従うことはとても大切です。ビザの条件を満たしているかどうか懸念がある方は、登録移民機関（RMA）、または法的代理人と懸念について相談するか、内務省へ連絡してください。¹²

しかしながら、移住の状況に関係なくあなたは職場関連法による権利を持ち保護を受けます。

これには移民法による以下のような状況が含まれます。

- ビザの条件に違反したことがある。
- 保有のビザの条件に就労許可が含まれていない。
- ビザを保有していない。

職場での搾取の兆候

搾取的な行動には、従業員が職場で不当な扱いを受けているなど様々な状況が考えられます。¹³

これには以下のような形態があります。

- ビザを取り消すという脅し
- 労働の強要
- 長時間にわたる労働
- 低賃金や、賃金が払われない研修
- 給与明細書の未提示
- 給与、または保証金、「現金払い戻し」制度からの不当な控除¹⁴
（例：住居、研修、食事、または交通費）
- 病気、年次休暇を含む有給休暇、年金など、職場での権利が与えられない
- パスポートを取り上げられ、他人によって保管されている
- ビザに指定されている条件以外での労働の強要
- 仕事のための事前支払い、または「保証金」の強要
- 給与を現金で支払うことによって、雇用主が税金支払いを回避
- 従業員ではなく、独立業務請負人として登録されている
- 危険な条件での労働
- 雇用主が粗悪な住居を提供、あるいは、その住居の家賃支払いを強要
- 職場を離れることが許可されない
- 組合に加入しないように強要

不注意か、意図的に行っているかに関わらず、雇用主が職場における権利や義務を知らない、または理解、遵守していないときに職場での搾取が起こります。

ビザの条件が及ぼす職場における権利への影響

オーストラリアのビザには保有者が遂行できる仕事についての条件が含まれていることがあります。これらのビザの条件により、ビザ保有者が遂行する、またはしない作業について雇用主が適切な指示をします。例えば、ビザの条件が一定の職業のみで就労できるとされている場合、雇用主はビザ保有者がその職種のみで働くよう指示します。

ビザ発給通知書には対象のビザに適用される条件がすべて記載されています。また、ビザの条件を含む詳細は、内務省のウェブサイト上の Visa Entitlement Verification Online（オンラインビザ資格検証）： Visa holder enquiry（immi.gov.au）（ビザ保持者からの質問：略称VEVO）¹⁵からご覧いただけます。

RMAや弁護士を手配された場合は、あなたのビザの条件についての指示を受けることができます。

⁸ <https://www.fairwork.gov.au/employment-conditions/awards>

⁹ <https://www.fairwork.gov.au/employment-conditions/agreements>

¹⁰ <https://www.legislation.gov.au/C2009A00028/latest/versions>

¹¹ <https://www.fairwork.gov.au/ending-employment/unfair-dismissal>

¹² <https://immi.homeaffairs.gov.au/visas/already-have-a-visa/check-visa-details-and-conditions/see-your-visa-conditions>

¹³ 「搾取」は刑法第271款1A条で定義されています。

<https://www.legislation.gov.au/C2004A04868/latest/text/2>

¹⁴ 控除の全てが不当なわけではありません。

¹⁵ <https://online.immi.gov.au/evo/firstParty?actionType=query>

詳細

Visa holders and migrants - Fair Work Ombudsman¹⁶
(ビザ保持者と移民者)

National Employment Standards¹⁷ (全国雇用基準：略称NES) は、ほとんどの労働者に適用される最低雇用資格です。

Fair Work Information Statement¹⁸ (公正労働における情報文書：略称FWIS) にはNESやその他の最低資格についての情報が記載されています。雇用主は、FWISを全ての労働者に提供しなくてはなりません。



Fair Work Ombudsman
(日本の労働基準監督署に相当)



Fair Work Commission
(職場関係の審判機関)



Record My Hours
(労働時間記録アプリ)



Australian Taxation Office
(オーストラリア税務局)



Strengthening Reporting Protections
Pilot (報告保護強化の試み)



Workplace Justice Visa Pilot
(公正な職場ビザの試み)



Australian Federal Police
(オーストラリア連邦警察)

**本文書は内務省により作成され、RMAが配布をするものです。
本文書はRMAによる法的助言や移住援助の提供を目的としたものではありません。**

¹⁶ <https://www.fairwork.gov.au/find-help-for/visa-holders-migrants>

¹⁷ <https://www.fairwork.gov.au/employment-conditions/national-employment-standards>

¹⁸ <https://www.fairwork.gov.au/employment-conditions/information-statements/fair-work-information-statement>